

環境基本計画における予防的な取組方法に関する記述 抜粋

第二次、第三次及び第四次環境基本計画における予防的な取組方法に関連する記載を以下に抜粋した。

第二次環境基本計画（平成 12 年 12 月 22 日閣議決定）

第 1 部 環境の現状と環境政策の課題

第 3 節 21 世紀初頭における環境政策の課題

（中略）

本計画においては、このような課題への対応を図っていくため、第 2 部において持続可能な社会を目指して環境政策の総合的な展開を図っていくための考え方を示すとともに、第 3 部において、これを重点的、効果的に達成するため、計画期間中において戦略的に取り組むべき重要な取組事項を示すこととしました。

なお、そのような取組の推進に際しては、次のような点に特に留意することとしました。

わが国の社会経済の趨勢や国際社会の動向を踏まえ、エネルギー政策など関連政策との連携を図りながら、長期的、大局的視点に立った政策展開を図ること。

科学的知見の充実を図るとともに、公害問題をはじめとするこれまでの環境問題に関する経験を踏まえ、先見性豊かな、予防的方策を含む政策展開を図ること。

国民の日常生活や通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が関与する環境問題の増加やダイオキシン類による人の健康や生態系に対する影響や内分泌かく乱化学物質に対する懸念への対応など、環境問題の構造の変化に対応した政策手法を開発するとともに、それらの適切な組合せを図りながら政策を展開すること。

環境負荷削減のための技術をはじめ、環境保全に資する科学技術の推進を図ることなどにより、科学技術の環境保全に寄与する側面を伸長させること。

情報公開の推進や行政手続の公正の確保と透明性の向上、国民に対するアカウンタビリティ（説明責任）の重視、政策評価の導入、地方分権の推進、規制緩和の推進など、わが国の行政をめぐる基本的な潮流を踏まえた政策展開を図ること。

第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向

第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策

1 基本的な考え方

(3) 環境政策の指針となる四つの考え方

汚染者負担の原則、環境効率性、予防的な方策及び環境リスクの四つの考え方は、今後の環境政策の基本的な指針と考えます。

ウ 予防的な方策

環境問題の中には、科学的知見が十分に蓄積されていないことなどから、発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていないが、長期間にわたる極めて深刻な影響あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれが指摘されている問題があります。このような問題については、完全な科学的証拠が欠如していることを対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じ、予防的な方策を講じます。

3 あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ

(1) 社会経済の環境配慮のための仕組み

イ 枠組規制的手法

枠組規制的手法は、直接的に具体的行為の禁止、制限や義務づけを行わず、目標を提示してその達成を義務づけ、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法です。この手法は、人の生命や健康などへの被害が及ぶおそれがある環境問題への対処が必要な場合において、いまだ原因となる行為や物質などが特定できないために汚染物質と被害の因果関係の面などから直ちに直接規制的手法を用いることができない場合であっても、規制を受ける者の創意工夫をいかしながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行いうるという特徴を有しています。今後、その特徴をいかした幅広い活用を検討します。

第3部 各種環境保全施策の具体的な展開

第1章 戦略的プログラムの展開

(環境問題の各分野に関する戦略的プログラム)

第5節 化学物質対策の推進

1 現状と課題

(中略)

(2) 環境リスクの定量的な評価や検討を進めるためには極めて多くの時間と費用を要しますが、このことを理由として手をこまねていることは許されません。このため、産業界・事業者及び行政が協力し、かつ、国際的な連携を図りながら対応することが特に必要となってきます。加えて、1992年(平成4年)の国連環境開発会議(地球サミッ

ト)において採択された、環境を保護するための**予防的方策**を広く適用すべきであるという原則にのっとり、定量的な環境リスク評価ができていない段階であっても、国民、産業界・事業者及び行政が化学物質に関する情報を共有しながら、全ての者が各々の立場でより環境リスクを低減できるようにしていこうという流れが国際的に定着しつつあります。また、わが国においても、様々な観点から**予防的方策**の具体的な推進を求める声が高まっています。(以下略)

3 施策の基本的方向

今後の化学物質対策の検討に際しては、1992年(平成4年)の地球サミットにおいて採択された、環境を保護するために**予防的方策**を広く適用すべきであるという原則を踏まえながら、以下に示す事項を施策の基本的方向として取り組みます。(以下略)

第2章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

1 地球規模の大気環境の保全

(2) オゾン層保護対策

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されることから、科学的知見の充実を図りながら、**予防的見地**に立って着実に対策を進めます。(以下略)

2 大気環境の保全(地球規模の大気環境を除く。)

(1) 酸性雨等にかかる対策

酸性雨のように、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題については、その長期的影響には未解明な点も多く、科学的知見の充実を図りながら、**予防的見地**に立って対策を進める必要があります。(以下略)

5 化学物質対策

予防的方策を広く適用すべきという原則を踏まえながら、化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章第5節の化学物質対策の推進に関する戦略的プログラムに示した諸施策を推進するものとし、当面、具体的には次のような施策を推進します。(以下略)

第2節 各種施策の基盤となる施策

6 技術開発などに際しての環境配慮及び新たな課題への対応

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮

がなされるよう、適切な施策を実施するよう努めます。また、ITなどの先端技術の成果の環境保全分野への応用を積極的に進めます。

これらのほか、前節までに記述された課題以外のもの、今後、人の活動による環境への負荷により環境が悪化するおそれが生じる場合には、科学的知見の充実の下に、**予防的な方策**の考え方をういて、環境への影響を未然に防止するための施策を実施するよう努めます。

第一部 環境の現状と環境政策の展開の方向

第2章 今後の環境政策の展開の方向

これまでに述べたような現在の社会及び環境の状況や課題を踏まえると、序章でも述べたように、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」、「環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成」、「技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組」、「国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進」、「国際的な戦略を持った取組の強化」、「長期的な視野からの政策形成」を、今後の環境政策の展開の方向として重視すべきであると考えます。

第3節 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組

1 科学的知見、科学技術の充実

（略）

2 施策決定における最大限の科学的知見の追求

環境に関わる施策を検討する際には、環境リスクの考え方などを用いてできるだけ合理的な判断を行う必要があります。そのためには、関係者と適切な役割分担をしつつ、その時点において合理的なコストの下で得ることができる最善の科学的知見を活用する必要があります。特に、不可逆的な環境保全上の問題が発生するおそれがある施策決定に際しては、その問題の影響の大きさ等に応じて、知見を得る努力を十分に行う必要があります。その知見を基に、現在のみならず、将来世代への影響も踏まえつつ、当該施策の必要性と施策実施に伴う社会全体に生じるコストをできるだけ幅広く客観的に明らかにしつつ施策決定を行うよう努めます。

3 予防的な取組方法の考え方などによる、不確実性を踏まえた施策決定と柔軟な施策変更

科学的知見は常に深化するものである一方、常に一定の不確実性を有することは否定できません。しかしながら、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、問題が発生した段階で生じる被害や対策コストが非常に大きくなる問題や、地球温暖化問題のように、一度生じると、将来世代に及ぶ取り返しがつかない影響をもたらす可能性がある問題についても取組が求められています。このような問題に対しては、完全な科学的証拠が欠如していることをもって対策を延期する理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら対策を講じるという、予防的な取組方法の考え方に基づく対策を必要に応じて講じます。予防的な取組方法の考え方に基づく対策が必要になるような場合には、どの程度の不確実性があるのかも含めた、それぞれの時点において得られる最大限の情

報を基にしつつ、迅速に具体的な対策の検討を進めていく必要があります。

また、一定の不確実性を残しつつ政策判断を行うためには、関係者や場合によっては国民全体との合意づくりが不可欠になります。そのためには各主体と適切なコミュニケーションがとられる必要があります。まずは、できるだけ幅広い情報をわかりやすく提供するとともに、情報へのアクセス機会を増やす必要があります。しかしながら、すべての関係者の合意を得ることを優先して対策を遅らせることができない場合もあります。その場合は、どのような検討を行ってどのような理由で政策判断を行ったかについて、十分な説明を行う必要があります。このような予防的な取組方法の考え方を具体的な場面でどのように当てはめていくかということについては、国際的な議論の動向も踏まえつつ、検討していくことが必要です。

一度政策判断を行った問題についても、その後の研究等により当該問題に関する知見が向上したり、新たな事実が判明したりすることによって、前提となる判断材料に変更が生じた場合は、説明責任を果たしつつ、柔軟に施策変更を行う必要があります。(以下略)

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

(社会経済の環境配慮のための仕組み)

イ 枠組規制的手法

枠組規制的手法は、目標を提示してその達成を義務づけ、あるいは一定の手順や手続きを踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法です。規制を受ける者の創意工夫をいかしながら、効果的に予防的あるいは先行的な措置を行う場合などに効果が期待されます。

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

(事象面で分けた重点分野政策プログラム)

第1節 地球温暖化問題に対する取組

3 施策の基本的方向

(2)さらなる長期的、継続的な排出削減等

ア バックカスティング手法の重要性

(中略)

このような将来像は、現状からの延長で描かれるものとは大きく異なるものです。したがって、地球温暖化に関する長期的な取組については、バックカスティングの手法(注1参照)を開発・利用することにより、長期的視点から目指すべき社会像を描き、今取り組むべき課題を抽出し、必要な対策を実行に移していくことが重要です。また、地球温暖化は極めて深刻かつ不可逆的な影響をもたらすおそれがあることから、予防原則に基づいて対策を進めることが必要です。このような観点から、国内及び国際的な長

期的対策に関する検討を進めます。

5 取組推進に向けた目標

(中略)

(注1) バックキャストイング手法の考え方

「バックキャストイング」は、将来社会の姿をまず描き、そこに到達する道程を設計する手法の一つで、過去の趨勢を将来に引き伸ばして予測する「フォアキャストイング」に対置されるものです。過去の趨勢でいくと深刻な影響の発生が予想される問題について、そうならないような**予防的な取組方法**を考えるための有効な手法となります。

バックキャストイング手法による将来像の設計に当たっては、目指すべき社会像に到達するための将来の実現可能な複数の政策ビジョンを描くことがかなめとなります。(以下略)

(事象面で分けた重点分野政策プログラム)

第2節 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

4 重点的取組事項

(1) 循環型社会の形成に向けた重点施策

オ 循環型社会の形成に向けた国際的な取組の推進

(中略)

さらに、これらの取組を通じて、平成24年までに東アジア地域における循環型社会のビジョンの策定を図っていくなど、将来的には、**予防的な取組方法**といった国際的な原則を踏まえつつ、循環資源をめぐる国際的なルール・枠組みづくりへの貢献を目指します。

(事象面で分けた重点分野政策プログラム)

第3節 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

3 施策の基本的方向

(1) 都市大気環境対策全体の方向性

(中略)

なお取組の実施に当たっては、我が国のこれまでの都市環境に係る経験や知見を十分踏まえ、良好な大気環境の実現を確実なものとしていくために、**予防的な取組方法**に留意しつつ進めます。

(事象面で分けた重点分野政策プログラム)

第5節 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

3 施策の基本的方向

(中略)

(2) 科学的なリスク評価、化学物質が国民生活に与える利益及び予防的取組方法の考え方を考慮した上で、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための取組を進めます。重大な環境リスクが見逃されることのないよう、国内外の新たな知見ないし情報に常に注意を払いながら、多様な問題に応じた様々な対策手法を組み合わせた取組を推進します。総合的な観点から、関係省庁の緊密な連携の下、地方公共団体や事業者、民間団体等と協力し、化学物質管理を推進します。過去の汚染の蓄積等の負の遺産の適正処理を進めます。(以下略)

4 重点的取組事項

(3) 効果的・効率的なリスク管理の推進

(中略)

国内外のリスク評価の結果等、入手可能な情報を最大限活用し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある物質について、製造、使用、排出の制限や自主管理、公的主体による社会資本整備等、多様な手法を駆使したベストミックスによる対策を推進します。その際、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的取組方法の観点に立つとともに、代替物質の環境リスクも考慮し、様々なばく露・影響の可能性に配慮した総合的な対策を講じます。例えば、閉鎖系で使用され通常は環境への排出がない物質、製造工程で使用され工場から排出される物質、開放系で使用される物質等ではばく露の状況は大きく異なるため、物質の使用方法等に応じた環境リスク管理を進めます。(以下略)

(事象面で分けた重点分野政策プログラム)

第6節 生物多様性の保全のための取組

3 施策の基本的方向

(2) 持続可能な利用

ア 現時点では、生物、生態系のすべては解明されておらず、将来において新たな理解が生ずる可能性があることを認識し、生物の多様性に関する条約(以下「生物多様性条約」とします。)で決議された「エコシステムアプローチの原則」も踏まえ、予防的、順応的な態度で自然資源の管理・利用を進めます。(以下略)

(事象横断的な重点分野政策プログラム)

第9節 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備

持続可能な社会の実現を図る上では、環境保全上の支障を未然に防止することが不可欠であり、環境問題が複雑化、多様化する今日においては、科学的不確実性の高い段階であっても可能な限り予防的に環境保全に取り組むことがますます重要となっています。(以下略)

第1項 科学技術の推進

1 現状と課題

(3) 予防的・予見的な環境対策の重要性の増大

地球温暖化など、科学的不確実性を有する問題に対する予防的・予見的な環境対策の重要性が増大しつつあります。そうした予防的・予見的段階での最適な対策の選択に資するべく、国民的合意形成のための手法も含め、新たな政策手法に関する研究等が、今後ますます必要となります。

2 中長期的な目標

(3) 問題解決型から未然防止型へ、環境対策の転換を促進（中長期的目標）

予防的・予見的対策に資する研究を進めること等により、科学的不確実性のある段階での適切な対応策を促進し、未然防止型の環境対策への転換を促進します。

4 重点的取組事項

(1) 環境分野の研究・技術開発の戦略的重点化

イ 予防的・予見的な対策に資する研究・技術開発の推進

i) 科学的不確実性の低減のための研究・技術開発を推進するとともに、ii) 科学的不確実性の高い段階での対策手法選択肢の同定、及び国民合意形成も含めた最適な対策手法の選択に資する研究、並びに iii) 科学的不確実性の残る段階での予防的対策に資する科学技術等を推進します。さらに、こうした研究・技術開発の成果を環境政策に積極的に反映していきます。

(重点分野政策プログラム)

第10節 国際的枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進

3 施策の基本的方向

(中略)

当該地域では、今後更なる経済成長が予想されることから、我が国が過去の環境汚染へ取り組む中で得た教訓が共有されるよう努めつつ、経済実態に即して、汚染者負担原則、予防的な取組方法の考え方等を十分に考慮した適切な対応がなされるよう、各国に働きかけていきます。その際には、東アジアの国々の環境や経済社会の状況に応じて、政府のみならず事業者、市民、国際機関等多様な主体とのパートナーシップの下で取り組んでいきます。(以下略)

第2章 環境保全施策の体系

第1節 環境問題の各分野に係る施策

1 地球環境の保全

(2) オゾン層保護対策

オゾン層破壊は、長期的な環境問題であり、地球規模の深刻な影響が懸念されることから、科学的知見の充実を図りながら、**予防的見地**に立って着実に対策を進めます。(以下略)

(3) 酸性雨等にかかる対策

酸性雨は、大気環境への負荷が生態系などに影響を及ぼすおそれのある問題であり、その長期的影響には未解明な点も多いことから、科学的知見の充実を図りながら、**予防的見地**に立って対策を進める必要があります。(以下略)

5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策

予防的な取組方法の考え方を踏まえながら、最新の科学的知見に基づき化学物質の環境リスクを適切に評価して管理することを基本として、前章第5節に示した諸施策を中心に、次のような施策を推進します。

第2節 各種施策の基盤となる施策

2 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等

(1) 調査研究及び監視・観測等の充実

ア 調査研究の総合的推進

調査研究については、人文、社会、自然科学の幅広い分野にわたり、国際的な視野に立ち、産学官の連携のもと、総合的・統合的な研究、**予防的・予見的な対策**に資する研究等を含め、重点化を図りながら総合的に推進します。(以下略)

6 技術開発などに際しての環境配慮及び新たな課題への対応

これらのほか、前節までに記述された課題以外のもので、今後、人の活動による環境への負荷により環境が悪化するおそれが生じる場合には、科学的知見の充実の下に、**予防的な取組方法**の考え方をういて、環境への影響を未然に防止するための施策を実施するよう努めます。

第四次環境基本計画（平成 24 年 4 月 27 日閣議決定）

第 1 部 環境の状況と環境政策の展開の方向

第 1 章 環境の状況及び環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿

第 2 章 今後の環境政策の展開の方向

第 3 章 環境政策の原則・手法

第 1 章に掲げた持続可能な社会を実現していくため、第 2 部に記載する重点分野ごとの環境政策や環境保全施策の体系に掲げられた施策については、以下のような原則等を意識しながら実施していくことが重要である。

（ 1 ）環境政策における原則等

環境効率性

（略）

リスク評価と予防的取組方法の考え方

地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響など、環境問題の多くは科学的な不確実性を伴っている。このような場合には、その時点で利用可能な科学的知見に基づいて、問題となる事象が環境や健康に与える影響の大きさと、その事象が発現する可能性に基づいて環境リスクを評価した上で、あらかじめ設定されたリスク許容量を踏まえて対策実施の必要性や緊急性を判断し、優先順位を設定して対策を講じるという考え方が重要である。

問題の発生の要因やそれに伴う被害の影響の評価、又は、施策の立案・実施においては、その時点での最新の科学的知見に基づいて必要な措置を講じたものであったとしても、常に一定の不確実性が伴うことについては否定できない。しかし、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる場合や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす場合も存在する。

このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、**予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」**の考え方に基づいて対策を講じていくべきである。この考え方は、地球温暖化対策、生物多様性の保全、化学物質の対策、大気汚染防止対策など、様々な環境政策における基本的な考え方として既に取り入れられており、例えば、生物多様性基本法は、**予防的取組方法**等を旨とする規定を置いている。また、我が国が締結する国際条約においても、**予防的取組方法**を掲げるケースが多くな

っており、その観点からも、国内での施策を**予防的取組方法**に基づいて実施すべき必要性が高まっている。今後、引き続きこの考え方に基づく施策を推進・展開していく必要がある。

東日本大震災以降、リスク評価と**予防的な取組方法**の考え方は、防災の観点だけでなく、環境政策においてもその重要性が再認識されている。今後、できる限り科学的知見に基づく客観的なリスク評価を行いながら、「環境リスク」や「**予防的取組方法**」の考え方を活用し、政策を推進していくことが重要である。

一定の不確実性がある中で政策的な意思決定を行うためには、関係者や国民との合意形成が不可欠である。その際には、可能な限り各主体間のコミュニケーションを図るよう努めるべきであり、そのために、政策決定者は十分に説明責任を果たすべきである。なお、政策判断を行った後においても、例えば、生物多様性保全の領域において、順応的取組方法が重視されているように、新たに集積した科学的知見に基づいて必要な施策の追加・変更等の見直しを継続して行っていくべきである。

汚染者負担の原則等

(略)

(2) 環境政策の実施の手法

(中略)

目標を提示してその達成を義務づけ、又は一定の手順や手続を踏むことを義務づけることなどによって規制の目的を達成しようとする手法である「**枠組規制的手法**」。規制を受ける者の創意工夫をいかしながら、定量的な目標や具体的遵守事項を明確にすることが困難な新たな環境汚染を効果的に**予防**し、又は先行的に措置を行う場合などに効果がある。(以下略)

第2部 今後の環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

第2項 グリーン・イノベーションの推進

3 施策の基本的方向

(2) 重点的取組事項

環境研究・技術開発の効果的な推進方策

B 環境技術普及のための取組の推進

研究開発の成果である優れた環境技術を社会に一層普及させていくために、新たな規制や規制緩和、経済的手法、自主的取組手法、特区の活用等、あらゆる政策手法を組み

合わせ、環境負荷による社会的コスト（外部不経済）の内部化や、**予防的見地**から資源制約・環境制約等の将来的なリスクへの対応を促すことにより、環境技術に対する需要を増加させる。また、技術評価を導入するなど、技術のシーズをひろい上げ、個別の技術の普及を支援するような取組を実施していく。さらに、諸外国と協調して、環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成を推進する。

第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

1 取組状況と課題

(1) 総論

(中略)

化学物質の「環境リスク」の概念を打ち出したのは第一次環境基本計画であり、第二次環境基本計画では、規制に加え自主的取組等の多様な対策手法を用いて環境リスクを低減するとの方向性が、第三次環境基本計画では、科学的な環境リスク評価の推進、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化、関係者による環境リスクに係る理解の共有と信頼関係の強化、国際的な観点に立った化学物質管理の推進等の方向性が打ち出された。

国際的には、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）実施計画において、「**予防的取組方法**に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」とのいわゆるWSSD2020年目標が合意されている。この目標の達成に向けた国際戦略として、2006年の第1回国際化学物質管理会議（ICCM）では「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」が採択され、第三次環境基本計画においても、SAICMに沿って化学物質管理に取り組むべきこととされた。（以下略）

(4) 安全・安心の一層の確保

(中略)

国民の安全・安心の確保のためには、**予防的な視点**から、未解明の問題に対応していくことも必要である。このため、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法の確立のための取組、ナノ材料に係る各種ガイドラインの策定や評価手法確立のための取組、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）などを進めている。

化学物質に対する国民の不安に対処するため、今後は、未解明の問題への対応状況等に関する情報を含め、化学物質の環境リスクに関する情報を分かりやすく提供しつつ、リスクコミュニケーションを一層推進し、国民の理解を高めていく必要がある。

2 中長期的な目標

以上の取組状況と課題を踏まえ、化学物質の環境リスクを低減することにより、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会を実現するため、中長期的には以下を目標として取組を進める。

「**予防的取組方法**に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを 2020 年までに達成することを目指す」との WSSD2020 年目標を達成すること。（以下略）

3 施策の基本的方向

(1) 基本的方向性

上記の目標の達成に向け、以下に示す基本的な方向に沿って対策を進める。その際、化学物質対策に係る府省は、関係法令・制度・施策をさらに有機的に連携させながら運用するなど協力と情報共有の一層の強化を図り、また、地方公共団体、事業者、民間団体等とも協力しつつ、情報的手法、自主的取組手法、規制的手法等の様々な手法をポリシーミックスの考え方の下に適切に組み合わせて、相乗的な効果の発揮を図る。

科学的な環境リスク評価を効率的に推進する。また、そのための新たな手法の開発・実用化に努める。

リスク評価の結果に基づくリスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減する。

予防的取組方法の考え方に立って、未解明の問題に的確に対応する。

安全・安心の一層の増進に向けて、様々な主体が環境リスクに係る理解を共有して信頼関係を高めるとともに、自ら環境リスクに関する判断を行い、各々の活動を通じて環境リスクを低減するための基盤を整理する。

SAICM に沿って、関連の国際条約や OECD 等の国際的な枠組みの下、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向け、我が国の経験・技術を踏まえた国際協力を進める。

(3) 重点的取組事項

未解明の問題への対応

予防的取組方法の考え方に立って、以下をはじめとする未解明の問題に対応する。

胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための調査を実施する。

化学物質の内分泌かく乱作用については、OECDの取組に積極的に参加しつつ、評価手法の確立と評価の実施を加速化して進めるとともに、必要な調査研究及び国民への情報提供を実施する。

複数の化学物質が同時に人や環境に作用する場合の複合影響や、化学物質が個体群、生態系又は生物多様性に与える影響について、国際的な動向を踏まえつつ、科学的知見の集積、機構の解明、評価方法の検討・開発等に取り組む。

急速に実用化が進むナノ材料については、OECD等の取組に積極的に参加しつつ、そのリスク評価手法の確立と評価の実施を進めるとともに、最新の知見を収集し、リスク管理のための枠組みの整備を検討する。

第4章 環境保全施策の体系

第2節 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策

2 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

(3) 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施する。また、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施する。